

2020. 12. 24
Mysurance 株式会社

12月16日からの大雪により被害を受けられた皆さまへ

2020年12月16日からの大雪により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、災害救助法が適用された地域において被害を受けられたご契約者の皆さまを対象に「保険料のお支払い」につきまして、法適用日の2か月後の末日まで猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

本措置の適用をご希望の方は、当社までお問い合わせください。

<当社お問い合わせ先>

【お問い合わせフォーム】 <https://www.mysurance.co.jp/contact#/>

適用地域		法適用日	猶予期日
新潟県	南魚沼市（みなみうおぬまし） 南魚沼郡湯沢町（みなみうおぬまぐんゆざわまち）	2020年12月17日（木）	2021年2月28日（日）

以上